

情報通信審議会
「IoT／ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方」
(平成27年9月25日付け諮問第23号)
第三次中間答申（抜粋）

平成29年1月27日

パーソナルデータの活用と個人の情報 コントロール性の確保

パーソナルデータの活用促進と個人の情報コントロール性を両立させるためのルール整備が必要

「IoTおもてなしクラウド事業」の検証結果をとりまとめ、いわゆる情報銀行の制度の在り方に関する検討(内閣官房)への貢献

医療など他分野への展開を検討

「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」において2017年夏までに取りまとめ

データ取引市場に関わるルール整備

各主体が保有するデータを流通させるデータ取引市場を整備し、ビッグデータの流通環境の整備やデータの持つ価値の「見える化」を図ることが必要

健全かつ優良なデータ取引市場とそのプレーヤーに関する要件のガイドライン化や任意の認定制度を設けるなどの措置を講じることを検討

検討の場を設け内閣官房における検討と連携しつつ、2017年夏を目処に一定の結論を得る

		～2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	
プラットフォーム層	パーソナルデータの活用と個人の情報コントロール性の確保 (2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会)	共通クラウド基盤 (IoTおもてなしクラウド) の構築・機能拡大、地域実証 ▲ アクションプラン				社会実装に向けた取組の推進	実証実験の結果を踏まえ検討
サービス層	データの取引市場に関わるルール整備 (IoT政策委員会 基本戦略WG SWG)	データ取引市場の要件のガイドライン化、任意の認定制度の措置等を検討 ▲ 一定の結論				社会実装に向けた取組の推進	SWGを踏まえ検討

IoT/ビッグデータ時代に向けた新たな情報通信政策の在り方

第三次中間答申（平成29年1月27日 情報通信審議会）

第1部「IoT総合戦略」

第2章（1）② 2 パーソナルデータの活用と個人の情報コントロールABILITYの確保

パーソナルデータの活用と個人情報のコントロールABILITYの確保を同時並行的に促すためには、パーソナルデータを個人の許諾したルールに沿って提供し対価を得る代理人的機能として、いわゆる**情報銀行に係る制度を検討することが求められる**。

本検討については、「2020年に向けた社会全体のICT化推進に関する懇談会」において、情報銀行の機能を有する「IoTおもてなしクラウド事業」を通じて具体のプロジェクトとして推進している。現在、共通クラウド基盤を構築し、パーソナルデータの利活用に係る実証実験を通じてその機能検証を行うとともに、技術面・制度面の課題の洗い出しを行っているところであるが、本年夏を目途に、懇談会においてこうした検証結果のとりまとめを図る。その過程においては、内閣官房において関係府省の協力を得て開催されている「**データ流通環境整備検討会**」との連携を図り、**所要の法制度の在り方について、検討を加速化していく**。

第2章（1）③ 2 データ取引市場に関わるルール整備

データの生成・収集の主体については、前述の「IoTおもてなしクラウド」のプロジェクトを通じ、様々な課題の明確化を図っているところであり、データ取引市場についても、既に一部の民間企業の取組が始まっている。国の規制を導入することは市場の自由な発展を阻害する可能性があるため、**健全かつ優良なデータ取引市場の要件や、市場のプレイヤーに求められる要件について、ガイドライン化や任意の認定制度を設けるなどの措置を検討することとし、当審議会において検討の場を設け、本年夏を目途に一定の結論を得ることとする**。